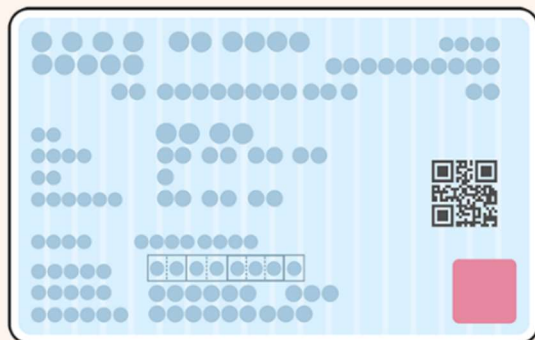


2024年12月2日以降

マイナ保険証がなくても 医療はこれまでどおり受けられます

現行の健康保険証が 12月以降も使えます

- ・券面に書かれた有効期限か、2025(令和7)年12月1日のどちらか近い日付まで使えます



期限後は「資格確認書」で受診できます

- ・マイナ保険証に登録していない人には、代わりに「資格確認書」が保険者から交付されます。「当分の間」申請しなくても自動で送られてきます



マイナ保険証に登録したけど……登録解除ができます

- ・10月28日から解除申請できるようになります。詳しくは保険者にご確認ください
- ・国民健康保険、後期高齢者医療の方は市区町村で申請書をもらい手続きします
- ・有効期限が切れるまでは現行の保険証、その後は「資格確認書」が交付されます



マイナ保険証を使っている方はご注意ください

機械の不具合などでカードリーダーによる読み取りができない時は

- ①現行の健康保険証を提示してください
- ②現行の保険証が使えなくなってからは、マイナ保険証とセットで「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を提示してください(通知書は保険者から送られてきます)
- ③マイナ保険証を提示し、「マイナポータル」にアクセスし、保険の資格情報が載った画面を見せてください
- ④「被保険者資格申立書」に必要事項を記入して確認する方法もあります